

日本遺産を活用した木曽地域のストーリー海外向け発信事業 仕様書

1. 業 務 名： 日本遺産を活用した木曽地域のストーリー海外向け発信事業
2. 履行期間： 契約締結日から令和9年2月26日までとする。
3. 事業目的： 木曽地域の観光は外国人の中山道一極集中による滞在パターンの固定化や日本人中京圏からの来訪が多い現状にある。これに対し、地域の観光消費額を伸ばすため滞在時間の延伸と入込数の増加が課題であり、当事業では木曽をまだ知らない潜在顧客層に情報をリーチし、日本来訪前に木曽を認知し来訪喚起することを目的とする。

4. 業務内容：

本業務ではこれまで能動的な発信が多くなかったと考えられる海外にいる日本来訪検討段階の外国人への情報発信を行う。日本の地方を訪れる外国人は日常の暮らしへの関心が高いことから住民目線の発信が効果的であり、発信力のあるインフルエンサーと地域情報発信に関心を持つ住民をコーディネートし効果的な発信を行う。

(1) 外国人インフルエンサーの起用

起用する外国人インフルエンサーは、以下の条件を満たす者とする。

- ①木曽地域に関する予備知識を持ち、木曽の文脈を深く理解し、物語を構築できるクリエイターとして木曽地域への滞在経験があること。
- ②instagram のフォロワー数が1万人以上あること。

(2) 映像制作

(1) で起用するインフルエンサーの協力により木曽地域のプロモーション映像制作を行う。撮影の際には地元住民（情報発信に関心がある方を選定）が帯同して外国人視点の木曽の魅力を体感し、住民主体の発信につなげる。

ターゲット層： 知られざる日本の本質を求めるモダンラグジュアリーの旅行者

企画内容：

- ①尺：10～20秒
- ②製作本数：10本
- ③題材：日本遺産「木曽路はすべて山の中」を想起する以下のようなコンテンツを想定する
 - ・木曽の木の文化（木曽材木工芸品と赤沢自然休養林、木材事業者）
 - ・伝統工芸（奈良井宿と曲物、藪原宿とお六櫛、妻籠宿と桧笠など）
 - ・自然環境（木曽の棧と周辺の自然）
 - ・食文化（手打ちそば、すんき、朴葉巻）※題材は発注者と協議の上決定する。

(3) SNS 発信

(2) の映像を含め、(1) で起用するインフルエンサーによる配信を行う。

媒体：instagram (加えて発信できる媒体があれば提案)

その他：広告配信により閲覧数向上を行う。

(4) SNS 発信講座

(1) で起用するインフルエンサーによる地元住民向けのワークショップを開催し、外国人目線で見た木曾の魅力や被写体選びなど技術、視点の双方から住民による発信体制の底上げを図る。

開催時期：令和8年7月中

開催場所：木曾町周辺

参加者：10名程度

5. 成果物

- ・プロモーション映像 10本
- ・SNS 広告配信レポート
- ・SNS 発信講座開催レポート (参加者アンケート、今後の情報発信にかかる考察を含む)
- ・SNS 発信記事検証レポート (投稿に対する閲覧状況、コメントなどの検証)
- ・参加者アンケートまとめ

6. 納入方法： 上記をまとめた事業実施報告書として紙媒体で1部に加え電子媒体一式で納入する。
光学ディスクまたはハードディスク、メモリ媒体による。

7. 納入場所： 木曾地域文化遺産活性化協議会 事務局 (木曾広域連合 木曾路観光推進室)
〒397-0001 長野県木曾郡木曾町福島 2757-1

8. その他

- (1) 各種成果物について所有権並びに著作権法 (昭和45年法律第48号。以下、「法」という) 上の一切の権利 (法第27条及び法第28条を含む) は委託者に帰属するものとし、受託者及び受託者からの依頼を受けて中間生成物を制作した者は、当該業務に関係する事項として、法第17条に規定する著作者人格権を無期限に行使しないものとする。ただし受託者の所有する写真を使用した場合、著作権は発注者のみの独占とせず、受注者も継続して使用できるものとする。
- (2) 前項に掲げる著作権の帰属設定及び著作者人格権不行使に係る一切の費用は契約書に示す委託料に含まれるものとする。
- (3) 成果品は他者の所有権、著作権、肖像権を侵害するものでないこと。
- (4) 関係者ヒヤリング、成果物の作成に必要な一切の経費は、契約書に示す委託料に含まれるものとする。
- (5) 本業務により収集した個人情報の取扱については、受託者側で一切の責任を負うこと。
- (6) 受託者は、業務の実務上疑義の生じた事項または仕様書に定めのないことについては、委託者と協議の上、誠意をもって処理すること。